

公園緑地等設計業務共通仕様書及び公園緑地等設計委託料算出基準 補足事項

平成25年度から公園緑地等設計業務共通仕様書を大きく改定を行いました。
以下にわかりにくいと思われること対しての補足をQ&A方式でまとめましたので、参考にして下さい。

なお、設計測量等委託業務打合せ簿（以下、打合せ簿）及び、設計・測量等委託業務監督員指示書（以下、指示書）は横浜市HPの設計・測量等委託業務様式集【受託用】によります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-yousiki.html>

公園緑地等設計業務共通仕様書Q&A		
該当箇所	質問	回答
第2章 第6条	計算の根拠はCADによる図上求積を利用してよいですか？	受託者による現地調査の結果、現地と図面に明らかな相違がなければ構いません。ただし、法面等では法面勾配を反映させて（設計業務要領（横浜市道路局）参照）算出してください。
第2章 9条	中間時の打合せ協議が増えた場合、求められる成果物はどのようなものですか。	監督員と受託者との間で打合せ簿等で相互に確認し、指示書を取り交わしてください。求める成果品（成果品となる図面ができるまでの経緯をまとめたもの）については必要ですが、監督員と協議してください。（公園緑地等設計業務共通仕様書の第14条参照）
第3章 第4章	供給処理設備とは何を指していますか。	給水・排水・電気の3種を基本としています。業務の仕様に基づいて、図面の作成を行ってください。なお、業務の仕様が1種類を指定している場合はそれを成果品とします。
第3章 第4章	設計対象面積が増減した場合は変更の対象になりますか。	設計対象エリアの増減が伴う場合、変更の対象になります。ただし、設計の検討を行った結果、工事施工対象外となった場合（検討した報告資料は必要）は減じないものとします。
第3章 10条 (3)	貸与される平面図に現況レベルが無い場合の対応方法について教えてください。	現地調査の結果、水準測量を行わないと業務が遂行できないと判断される場合は監督員へ報告し、協議を行なってください。
第3章 10条 (3)	貸与される図面と現地との相違が見た目ではわからず、工事業者より疑義を指摘されたときの瑕疵の取扱いはどうなりますか。	見た目ではなく、計測によって貸与図面と現場の相違がないかを確認してください。なお、瑕疵の取り扱いについては、「横浜市設計・測量委託業務 成績評定考査基準」によります。
第4章 11条 (2)	キの目標工事費は現場説明（入札前）の際に公表されますか。	現場説明では目標工事費は公表しません。
第5章 12条	工事発注用の図面作成とあるが、第4章でいう（実施設計）には記載が無いので、工事発注用の図面作成は含まないものと解釈してよいですか。	本市において実施設計は、第4章に「設計図書」、第11条（3）に「工事を実施するために必要な各図面」と記し、第5章第12条の工事発注用と同義と解釈してください。
第5章 12条 (1)	公園機能適正度調査は成果品として書類にまとめる必要がありますか。	現地調査した内容を記録（写真等）したものを打合せ簿等で監督員に報告してください。公園緑地等設計業務の成果品として、最終図面までの経緯をまとめたものは必要です（公園緑地等設計業務共通仕様書の第14条参照）
第5章 12条 (1)	公園機能適正度調査の調査範囲とその方法について教えてください。	設計内容に応じて、周辺の競合している公園との比較（役割、機能等）、また、対象施設の設置による公園内での影響（安全領域等の施設の収まりや規模、公園内の動線等）を現地にて確認・検証を行ってください。
第5章 12条 (2)	バリアフリー化調査の調査範囲について教えてください。	設計対象となったバリアフリー化する特定公園施設や主な公園施設と移動等円滑化園路の接続等を確認してください。それらの確認のツールとして、公園バリアフリー基準適合チェックシートを利用してください。

5章 12条 (3)	エ 追加作成の考え方について教えてください。	設計対象地に応じた構造物を一連で新規に作る場合などを想定しています。
第5章 12条 (5)	安定計算、応力計算、また必要となる項目の確認（既製品等のメーカーから提出された計算書について）であり、擁壁等の安定計算、応力計算の作成を含まない（必要な場合は別途計上）と考えてよろしいでしょうか？	施設更新等に伴う図面作成で選定した製品や構造物等についての安定計算、応力計算、また必要となる項目の確認です。既製品等のメーカーから提出された計算書についてや標準設計の擁壁類（国土交通省、宅地造成後術基準）の設計条件の適合確認等を行いません。
第6章 13条 (3)	協議用の資料を作成することのみで、協議自体は監督員が行うことと解釈してよいですか。	協議自体は監督員が行います。同席を求める場合は中間時打合せの増変更で対応とします。ただし、第3章の基本設計の諸施設の検討及び設定、基本設計図の作成や実施設計・図面作成の図面に対応できる資料の場合も同様です。
第6章	ワークショップ、住民説明会の変更の考え方について教えてください。	ワークショップの実施、住民説明会の実施補助は当日の開催回数に応じて増減を行います。それ以外の項目については標準な開催運営を勘案して一連で業務を計上していますので、変更はいたしません。
第7章 15条	成果品の図書を工事ごとに分割することには、変更の対象になりますか。	数量及び図面類のまとめ方の仕様として、工事ごとに分割（工事件名、公園の組み合わせ、国庫補助の分割等）を特記仕様書にて提示していますが、これらの組み合わせ、分割数等は契約変更の対象にはなりません。
その他	契約変更の記載がありますが、それらの手続き等の流れについて教えてください。	当初の契約事項の内容・数量に増減が発生すると考えられる段階で、変更対応の有無について監督員と受託者との間で打合せ簿で確認し、指示書を取り交わしてください。
その他	成果品の提出について	履行期限までに業務を終え、成果品を提出してください。
遊具選定チェックシートについて		
第5条	「遊具選定チェックシート」に記載してある事項、全てを受託者が調査するものですか。	「遊具選定チェックシート」の事項全てを受託者が調査するのではなく、監督員と情報共有するツールとして使用するものです。業務着手時の設計協議における監督員からの公園の情報を元に現地調査で確認して下さい。 ただし、複合遊具を選定した場合は、根拠を明確にするためにも材質、構成、価格等3社以上比較の上、「3.製品説明書」の作成は行って下さい。 複合遊具：施工現場の状況に合わせて工場製作するオリジナル製品（斜面すべり台なども含む）、ユニット構成を指定または変更ができるコンビネーション遊具を指します。
公園バリアフリー基準適合チェックシートについて		
第5条	「公園バリアフリー基準適合チェックシート」は市民の森等の緑地における実施設計の際にも使用するのでしょうか。	都市公園法に基づく公園が対象です。
公園緑地設計指針について		
その他	排水設備計画確認申請を行わなければならない時期、内容について教えてください。	排水設備の設計を行う際は、排水設備計画確認申請の要・不要に関わらず、排水設備要覧に基づき設計図面を作成し、下水道管理者（各土木事務所）と相談の上、確定させてください。 それらの設計図に基づき、排水設備計画確認申請の手続きは施工者が行います（公園緑地設計指針、3排水設備参照）

公園緑地等設計委託料算出基準について

	<p>公園緑地等設計委託料算出基準の適用範囲について</p>	<p>街区、近隣公園相当（面積・機能）、市民の森等の樹林地の基本設計及び実施設計を対象としています。</p>
	<p>公園緑地等設計委託料算出基準の補正係数について</p>	<p>区分① 作業量は、業務内容（基本、実施設計の組み合わせ）、面積、地形、資料の提供、整備水準によりすべての項目を対象として補正をしています。</p> <p>区分② 公園緑地の施設改良の図面作成等を行う業務については、各作業ごと補正係数（上記①とは異なる）を設定しています。</p> <p>区分③ 補正は行っていません。</p>
	<p>公園緑地等設計委託料算出基準の図面作成Ⅲについての補足</p>	<p>特記仕様書でお示しする『図面作成Ⅲ』は、公園緑地等設計業務共通仕様書における第12条の</p> <p>(3)ウ 図面作成Ⅲ + (4)数量計算 + (5)設計計算・確認 + (3)エ 追加作成 + (4)数量計算 + (5)設計計算・確認</p> <p>を想定した歩掛となっています。</p>